

松山市土木工事検査技術基準

(目的)

第1条 この技術基準は、松山市が行う土木工事（以下「工事」という。）の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この基準は、松山市建設工事・委託業務検査実施要領第4条の検査に適用する。

(検査の方法)

第3条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第4条 工事実施状況の検査は、契約の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況等に関する各種の記録と契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第5条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により出来形の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(品質の検査)

第6条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

(出来ばえの検査)

第7条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(検査の基準)

第8条 検査の内容及び工事の出来形の適否の判定は、別表第1、第2及び第3により行うこととし、その規格値は、愛媛県土木工事施工管理基準、施工管理基準（水道施設工事）および松山市下水道管渠工事施工管理基準によるものとする。

附 則

この基準は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別表第 1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関 係 書 類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項の 処理内容、支給材料・貸 与品及び工事発生品の処 理状況、その他契約書等 の履行状況（他に掲げる ものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書 工事打合せ簿 その他関係書類	工法研究、施工方法及び 手戻りに対する処理状 況、現場管理状況、週休 2 日の達成状況
3	工程管理	実施工程表 工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内 容、週休 2 日の達成状況
4	安全管理	契約図書 工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理 状況及び措置内容、関係 法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書 施工体制台帳	適正な施工体制の確保状 況

別表第 2 工種別出来形寸法検査基準

工 種				検 査 内 容	検 査 密 度
共通	一般施工	共通的工種	矢板工	基準高、変位、根入 長、延長	250 枚につき 1 箇所以上（ただし、 施工枚数 250 枚以下の場合は 2 箇所 以上）
			法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、 幅、延長、	200m につき 1 箇所以上（ただし、 施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所 以上）
		基礎工		基準高、根入長、 偏心量、	1 基または 1 目地間隔当たり 1 箇所 以上
		石積（張）工 ブロック（張）工		基準高、法長、厚さ、 延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、 施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所 以上）
		擁壁工（小型含む） （プレキャスト）		基準高、高さ、厚さ、 延長、幅	100m につき 1 箇所以上（ただし、 施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所 以上）

		一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは、1kmにつき1箇所以上（ただし、1km以下は2箇所以上）
			舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 厚さは、施工面積10,000m2につき1箇所以上コアにより検査（ただし、施工面積10,000m2 以下の場合は2箇所以上）
		地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		土工		基準高、幅、,法長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上） 上水配管工事の土工については、40mに1箇所以上
河川	築堤護岸			基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）			基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管			基準高、幅、厚さ、高さ、延長	樋門・樋管・水門は本体部、呑口部につき 構造図の寸法表示箇所の任意部分、 函渠は同種構造物ごと2箇所以上
	水門				
工 種				検 査 内 容	検 査 密 度
海岸	堤防護岸			基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	突堤・人工岬				
	海域堤防				
	浚渫（海）			基準高、幅、深さ、延長	
港湾	浚渫・床掘			区域内の水深（底面、法面）	50m(床掘100m)につき1箇所以上(ただし、施工延長50m(床掘100m)以下の場合は、2箇所以上)
	地盤改良			延長、天端高、先端深度、位置	100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	先掘防止・滑動抵抗用マット			重ね幅、延長	適宜

	捨石・均し	天端基準高、天端幅 延長、水深	100mにつき1箇所以上(ただし、 施工延長100m以下の場合は2箇所 以上)
	ケーソン工 コンクリートブロック工	(製作) 高さ、幅、長さ、 壁厚、底版厚さ、 対角線 (据付) 法線に対する出入、 目地間隔	1基につき1箇所以上
	中詰工	天端高	適宜
	上部コンクリート工	天端高、厚さ、天端 幅、延長、法線に対 する出入	適宜
	法覆・波返工	基準高、波返し幅、 高さ、厚さ	100mにつき1箇所以上(ただし、 施工延長100m以下の場合は2箇所 以上)
	鋼杭、コンクリート杭	杭頭中心位置、杭天 端高、傾斜	5本につき1箇所以上(ただし、施工 本数5本以下の場合は、2箇所以上)
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、 延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所 (3箇所以上)
	流路	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	200mにつき1箇所以上(ただし、 施工延長200m以下の場合は2箇所 以上)
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、 施工延長100m以下の場合は2箇所 以上)
工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイ ント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、 高さ、延長	100mにつき1箇所以上(ただし、 施工延長100m以下の場合は2箇所 以上)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、 高さ、スパン長、 変位	スパン長は各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上 につき構造図の寸法表示箇所の任意 部分

	鋼橋上部		部材寸法、基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工		部材寸法、基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル		基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）
公園緑地	植栽工	高木植栽工（低中木含む）	樹高、幹周、枝張（葉張）	適宜
治山林道	道路工(砂利道)		基準高、幅、測点間距離、法長	施工延長200mにつき1箇所以上（ただし、200m以下のものは2箇所以上）
	丸太積土留工		高さ、長さ	施工延長50mにつき1箇所以上（ただし、50m以下のものは2箇所以上）
	さく工		高さ、長さ	
	筋工		幅、長さ	
	植栽工(小苗木) (中・大苗木)		活着率	樹種毎に適宜

工 種		検 査 内 容	検 査 密 度
上水	管路 開削工（推進工）	延長、オフセット （基準高、中心線）	1路線につき最低1箇所以上 （1施工箇所につき1箇所以上）
	ボックス据付	高さ、間隔	同種構造物ごとに最低1基以上
	給水管	オフセット	最低1箇所以上
	配水池等構造物	基準高（標高）、幅、厚さ、高さ、深さ、延長、長さ	1施工単位及び1工種につき1箇所以上
下水	管路 開削工 推進工 シールド工	基準高、マンホール間延長、勾配	マンホール間を100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	マンホール	幅、高さ	同種構造物ごとに1基以上
	処理場・ポンプ場	基準高、幅、高さ、延長	1施工単位につき1箇所以上（ただし、1施工単位以下の場合は、2箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する

参考	根固ブロック工	基準高、幅、厚さ、延長	施工延長 200m（測点 25m の場合は 250m）につき 1 箇所以上。 延長 200m（または 250m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上 幅、厚さはブロック個数 100 個につき 1 個以上
	沈床工	基準高、幅、法長	施工延長 200m（測点 25m の場合は 250m）につき 1 箇所以上。 延長 200m（または 250m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上
	捨石工	基準高、幅、法長	
	かご工（じゃかご）	法長、厚さ	施工延長 100m につき 1 箇所以上。延長 200m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上
	かご工（ふとんかご）	高さ、延長	
	側溝工 （プレキャスト U 型） （自由勾配）	基準高、法長	施工延長 100m につき 1 箇所以上。延長 200m 以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上
	路側防護柵工 （ガードレール）	幅、高さ、延長、 ビーム取付高	施工延長 200m（測点 25m の場合は 250m）につき 1 箇所以上。 延長 200m（または 250m）以下のものは、1 施工箇所につき 2 箇所以上 延長、ビーム取付高については適宜決定する

備考 （１）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により検査することができる。

（２）施工延長とは、施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工 種			検 査 内 容	検 査 密 度
共通	材料		(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明書により検査する (2) 場合によって実測する
	基礎工		(1) 支持力は設計図書と対比して適切か (2) 基礎工の位置、上部との接合等は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する
	土工		(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか (2) 支持力または密度は設計図書と対比して適切か	
	無筋コンクリート 鉄筋コンクリート		コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量、アルカリ骨材反応、水セメント比等は設計図書と対比して適切か。	
	構造物の機能		構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する (2) 場合により実測する
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する (2) 場合により実測する
上水	管継手工 (SP)		試験方法及び試験結果が設計図書と対比して適切か	(1) 主に試験記録により検査する (2) 場合により再試験を行う
	管継手工 (DIP)		胴付間隔及び締付トルクが設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録により検査する (2) 場合により実測する